

令和 年 月 日

愛西市長 日永 貴章 様

愛西市水道料金等検討委員会
会長 篠又 慶次

水道料金の見直し等について（答申）

愛西市水道料金等検討委員会設置要綱に基づき、水道料金（給水使用料）の改定及びその他水道事業の運営に関することを検討しましたので、下記のとおり答申いたします。

記

当委員会では、愛西市水道事業の健全な運営を確保するため、答申までに令和3年度から6回の委員会を開催し、市民の目線に立ち慎重に審議を重ねてまいりました。

なお、留意されるべき事項を附帯意見として申し添えます。

1. 改定に至る経緯について

将来にわたり、安全で快適なおいしい水を安定して供給できる水道の実現に向けて、水道施設（浄水場、水道管）を適切に更新していく必要があり、愛西市水道事業の水道施設は昭和40年代後半以降に整備され、浄水場の配水池等の主要構造物は老朽化が進行している。

また、防災対策も万全でないことに加え、水道管においては、愛知県内や近隣水道事業者の水準と比較し、老朽化率は高く、耐震化率は低い状態であり、予期せぬ施設の破損、水道管の漏水量の増加、大規模災害時には水道事業が機能不全に陥る可能性が高い状況にある。

一方、給水人口は年々減少傾向にあり、給水量が減少していることから、給水収益も減少していくことが見込まれている。それに加え、水道施設の更新事業を令和6年度から実施した場合、その後の5年間において、およそ1億5千万円の損益が見込まれている。

更に水道料金については、八開・佐織地区の料金格差を平成28年度の料金改定により、料金体系を同じにしたものの格差は解消されていないため、公平性の観点からも段階的に格差の是正を目指す必要がある。

従って、長期的な視点からも水道施設を効率的に更新し、健全な状態を維持していくためには、その財源が必要であることから、経費削減などの取組みを実施していくとともに、水道料金の適正価格に改定して、経営基盤の強化・確立を図らなければならない。

2. 水道料金の改定について

1) 改定料金

少量使用者の負担軽減を目的とし、基本料金を八開・佐織地区ともに800円に統一し、従来からの基本水量制は廃止する。

超過料金は、基本水量0 m³化に伴い新たに0 - 10 m³の設定を設け、今まで5段階の料金設定であったものを6段階に変更することで、超過料金における地区間の格差を縮めるものとする。

また、臨時用の料金単価については、八開、佐織地区ともに1 m³当り355円とする。

なお、改定後の料金は、別表1のとおりとする。

2) 平均改定率について

平均改定率は6.75%とする。

3) 改定期間について

令和6年4月以降に使用した水量から適用する。

3. 加入者分担金について

加入者分担金は、愛西市水道事業の資本的収支における貴重な収入源であり、他の水道事業者との兼ね合いや従来からの利用者との公平性を考慮し継続する。

4. 今後の改定方針について

1) 次期改定について

料金改定後は、およそ3年から5年を目安に、社会情勢や水需要の動向に応じて料金検討を行うものとする。

2) 料金の算定方法について

(公社)日本水道協会が全国の水道事業体に向けて、参考モデルとして作成した「水道料金算定要領」を参考とし、地域の実情を加味した料金改定の試算を実施する。

3) 水道料金の統一について

八開・佐織地区の料金格差の是正については、次期改定において統一に向けた検討を実施するものとする。

5. 附帯意見について

市民の目線に立って、積極的な情報の公開を行い、市民との情報の共有を図り、市民との合意のもとに事業の運営を行っていくよう努められたい。

特に、水道料金の値上げは、市民生活に直結することであるため、実施までに十分な周知期間を設けて、市民への丁寧な説明に努められたい。

料金改定にあっては、少量使用者が急激な負担増とならないよう配慮されたい。

料金改定後においても、効率的な事業運営や財政改革を継続し、健全な経営が維持で

きるよう努められたい。

高度経済成長期以降に整備した施設の大量更新、大規模災害時における迅速な施設復旧等に備えて、今後も積極的な人材育成と技術継承に努められたい。

別表 1

1. 給水使用料（1 箇月につき）（八開地区）（消費税及び地方消費税を含まない）

【改定前】

基本料金		超過料金（1 m ³ 当り）		臨時用
水 量	料 金	水 量	料 金	
1 0 m ³	1, 6 5 0 円	1 1 m ³ 以下 2 0 m ³ 以下	1 6 5 円	1 m ³ ごとに <u>2 8 0 円</u>
		2 1 m ³ 以上 3 0 m ³ 以下	1 6 5 円	
		3 1 m ³ 以上 4 0 m ³ 以下	1 7 5 円	
		4 1 m ³ 以上 7 5 m ³ 以下	<u>1 9 0 円</u>	
		7 6 m ³ 以上	<u>1 9 5 円</u>	

【改定後】

基本料金		超過料金（1 m ³ 当り）		臨時用
水 量	料 金	水 量	料 金	
0 m ³	8 0 0 円	<u>0 m³以上 1 0 m³以下</u>	<u>8 5 円</u>	1 m ³ ごとに <u>3 5 5 円</u>
		1 1 m ³ 以下 2 0 m ³ 以下	1 6 5 円	
		2 1 m ³ 以上 3 0 m ³ 以下	1 6 5 円	
		3 1 m ³ 以上 4 0 m ³ 以下	1 7 5 円	
		4 1 m ³ 以上 7 5 m ³ 以下	<u>2 2 0 円</u>	
		7 6 m ³ 以上	<u>2 3 0 円</u>	

※下線箇所を現行料金体系から変更する。

2. 給水使用料（1 箇月につき）（佐織地区） （消費税及び地方消費税を含まない）

【改定前】

基本料金		超過料金（1 m ³ 当り）		臨時用
水 量	料 金	水 量	料 金	
<u>1 0 m³</u>	<u>1, 2 0 0 円</u>	1 1 m ³ 以下 2 0 m ³ 以下	<u>1 3 5 円</u>	1 m ³ ごとに 3 5 5 円
		2 1 m ³ 以上 3 0 m ³ 以下	1 6 5 円	
		3 1 m ³ 以上 4 0 m ³ 以下	1 7 5 円	
		4 1 m ³ 以上 7 5 m ³ 以下	2 2 0 円	
		7 6 m ³ 以上	2 3 0 円	

【改定後】

基本料金		超過料金（1 m ³ 当り）		臨時用
水 量	料 金	水 量	料 金	
<u>0 m³</u>	<u>8 0 0 円</u>	<u>0 m³以上 1 0 m³以下</u>	<u>6 5 円</u>	1 m ³ ごとに 3 5 5 円
		1 1 m ³ 以下 2 0 m ³ 以下	<u>1 4 5 円</u>	
		2 1 m ³ 以上 3 0 m ³ 以下	1 6 5 円	
		3 1 m ³ 以上 4 0 m ³ 以下	1 7 5 円	
		4 1 m ³ 以上 7 5 m ³ 以下	2 2 0 円	
		7 6 m ³ 以上	2 3 0 円	

※下線箇所を現行料金体系から変更する。